

設立趣意書

パチンコは、我が国独自の大衆娯楽として誕生し、今日まで多くのファンに支持されてまいりました。昭和 23 年に「風俗営業取締法」として制定され、昭和 59 年に「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」に改正された法令に規定された業種として、「一定の範囲内の射倖性を有する遊技機による営業」が認められた特異な存在です。そして人々の欲求のひとつである賭け事に対する満足感を充足させながら、ともすれば違法な賭博行為に走ろうとする行為への歯止めの役割を果たしてまいりました。手軽なレジャーとして幅広い層に親しまれるとともに、特殊な技術を必要としないために今でも変わらず老若男女を問わず親しまれています。現在、全国で約 13,000 軒の店舗で設置されている約 500 万台の遊技機は、およそ 1,500 万人のファンに楽しまれています。パチンコ産業の特筆事項のひとつに、ファンに対する還元率があります。例えば、宝くじは約 50%、競馬や競輪などの公営ギャンブルは約 75%であるのに対して、パチンコは約 85%以上と圧倒的に高い比率を示しています。これは、パチンコ産業が民間によるレジャーであることから競争原理が作用し、低い粗利益率でも収益が上げられる努力を重ねてきたことにほかなりません。

この我が国固有の文化でもあるパチンコは、数年前に過去最高の市場規模であった 30 兆円にまで到達しましたが、ここ数年はこれまでにみない不況に遭遇しました。市場規模、店舗数、設置台数、参加人口のいずれもが、前年割れを示すようになりました。これにはいくつもの要因が考えられます。最大の要因は、従来までは「安い費用で、身近な場所で、短時間に遊ぶ」レジャーとして位置付けられていましたが、一部遊技機の射倖性が高くなり「高い費用で、身近な場所で、長時間遊ぶ」レジャーに大きく変化したために、顧客のパチンコ離れを引き起こしたものと思われれます。こうした結果からパチンコ店経営企業の倒産は過去にない件数に達しています。これ以外に、倒産に至らないまでも、業績が悪化した企業が更に大きな件数に上っていることは言うまでもありません。

こうした不況からの脱却を願う声は根強くあるものの、業界を規制する厳しい法律等もあって、効果的な対策を容易に構築することができず、そのため法律の弾力的な運用を望む動きが業界内に強くあります。特に、(1)細部にまで規定されている遊技機規格の変更、(2)顧客に根強くある換金需要の法制化と具現化、(3)広告宣伝に対する規制の見直し、(4)不良客による遊技機への不正行為への弾力的な対応、等がそれです。もちろん、業界自身が改めなければならない問題点も数多くあります。一例を挙げれば、(1)根絶されない脱税行為、(2)疑われる暴力団への資金提供、(3)顧客を騙すことに繋がる遊技機への不正行為、(4)使用済み遊技機の不法投棄、(5)高い射倖性が原因とされるギャンブル依存症、等があります。さらに企業にあっては、規模が大きくなることに応じて社会

貢献活動が求められるのと同様に、産業規模が大きくなれば社会的責任が強く求められるのは当然です。業界として、都道府県単位あるいは企業単位でいくつかの福祉貢献活動はなされていますが、残念ながらパチンコ産業全体として行っている活動として社会的には大きく評価されるには至っておりません。

当協議会は、パチンコ業界人としての自覚と意識の高揚に努めながら責務を全うし、高い理想を掲げて一にも早い具現化を果たすことを目標にしております。社会にあっては権利の主張とともに義務の負担は当然の責務であり、一方的に権利のみを求めても社会から許容されないことは必然です。社会に受け入れられる範囲内の権利を主張しつつ、社会に対して果たすべき役割を実行させるのが当協議会の使命です。具体的にはまず、いくつかの社会貢献活動を実行します。特に公共への福祉貢献活動として、(1)交通被害者及び犯罪被害者に対する救済策、(2)高齢化社会への適合計画に対する補助金交付事業、(3)交番制度の海外普及事業の協力事業、(4)地震等自然災害被害者への援助金交付事業、(5)青少年の健全化のための各種協力事業、(6)パチンコ事業の海外への普及促進、(7)その他の付随活動、を行いたいと考えております。

業界活性化のために、(1)換金需要を満たすための事業、(2)遊技機規格の適合を証明する事業、(3)納税の適正化を促進する事業、(4)来るべき IC カード自体に適合した地元商店地域との協調事業、さらにはこれまでの取締行政から育成行政への変更を実現するためにも、例えば遊技業法の単独立法化も促進したいと考えております。これには、多くの国会議員の先生方にもご協力をいただくようお願いしたいと考えております。業界の既存組織においても各種の活動を行っておりますが、当協議会は業界はもちろん、一般産業界からも広く賛同者を求めながら、行政並びに立法の経験者にもご参画いただいて、幅広い事業展開を行って業界の未来を形成してまいりたいと考えております。

どうか当協議会の趣旨をご理解賜り、積極的なご賛同をいただきたいと思います。と存じます。